

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書

高知県内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他による災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）において、高知県（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、「災害時における物資の供給に関する協定」（平成18年12月8日締結）を発展的に見直し、次のとおり協定を締結する。

また、イオンリテール株式会社は平成23年3月1日に株式会社マイカルと合併したため、高知県が株式会社マイカルと交わした「災害時における物資の供給に関する協定」（平成18年10月12日締結）は、イオンリテール株式会社に引き継がれ、今回の協定に統一する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は乙に対し次に掲げる事項について、協力を要請することができる。

- （1）救助用物資が必要となるときは、供給すること。
- （2）乙の高知県下店舗の駐車場・トイレ等可能な範囲において被災者に対し、一時避難場所等として提供をすること。

（要請手続）

第2条 前条の規定による甲の要請は、高知県知事が行う。

2 前項の要請は、次の各号に掲げる事項を明示して電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに甲は乙に文書による手続を行うものとする。

- （1）要請する理由
- （2）要請する救助用物資の品目及び数量
- （3）搬入日、搬入場所
- （4）運搬方法
- （5）その他必要な事項

（救助用物資の供給協力）

第3条 乙は甲から前条の要請を受けたときは、物資の安定供給に努めるとともに、特別の理由が無い限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

2 甲が乙に要請する救助用物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が保有または調達可能な物資とする。

- （1）飲料水
- （2）食糧（即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰等）
- （3）粉ミルク
- （4）生理用品
- （5）おむつ

(6) その他甲が指定する物資

(物資の運搬、引渡し)

第4条 救助用物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、災害時において乙が物資を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲の職員または甲の指定する者が物資を確認のうえ、引き受けるものとする。

(損害賠償)

第5条 救助用物資の供給協力について損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。ただし、引渡し前に生じた物資の亡失及び毀損は乙の負担とする。

(報告)

第6条 乙は、供給協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を電話等により甲に報告し、その後、速やかに乙は甲に文書を提出するものとする。

- (1) 供給した救助用物資の品目及び数量
- (2) 搬入日、搬入場所
- (3) 運搬方法
- (4) その他必要な事項

(費用の請求および価格の決定)

第7条 乙は、第6条の規定による文書の提出後、甲の認定を受けて協力を要した経費を甲に請求するものとし、甲は乙に対し速やかに請求金額を支払うものとする。

2 甲が負担する物資の価格は、災害発生時等の直前における適正な価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙が乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲の承諾をもって甲が負担するものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) その他、甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

(連絡責任者等の指定)

第10条 この協定の円滑な運用に資するため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(情報交換)

第11条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙両者が情報交換し、必要に応じて資料の提供を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年7月14日

甲 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県知事

乙 広島県広島市南区段原南1-3-52

イオンリテール株式会社

中四国カンパニー支社長